

## ながくてe c oチャレンジ2022実施要綱

### 1 目的

住宅地の占める割合の多い本市における2050年カーボンニュートラル実現のためには、市民の理解と主体的な活動が不可欠であることから、自家用車を使用しない通勤や省エネを意識した生活に挑戦し、達成報酬として環境に寄与する特典を付与するe c oチャレンジ事業を通じて市民の環境意識の向上を図る。

### 2 取組内容

#### (1) 省エネ生活チャレンジ

チャレンジ期間中、自宅の主要なエネルギー（電気・ガス）の使用量を削減する取組を行う。

#### (2) N oマイカー通勤チャレンジ

チャレンジ期間中、自家用車によらない方法で通勤する。

### 3 参加対象者

#### (1) 省エネ生活チャレンジ

長久手市内に住所を有する世帯を代表する者

#### (2) N oマイカー通勤チャレンジ

ア 長久手市内に住所を有する者または市内に在勤する者

イ 自家用車で通勤する日数が、チャレンジ月に20日(週5日程度)以上あること。ただし、世帯内にその条件を満たす人がいない場合、月に12日(週に3日程度)出勤する者も可とする。

ウ 就労先に届け出ている通勤手段が自家用車であること。

### 4 エントリー期間

令和4年5月16日(月)～令和4年10月10日(月)

### 5 チャレンジ期間

第1期：令和4年6月1日～8月31日(エントリーは6月10日まで)

第2期：令和4年7月1日～9月30日(エントリーは7月10日まで)

第3期：令和4年8月1日～10月31日(エントリーは8月10日まで)

第4期：令和4年9月1日～11月30日(エントリーは9月10日まで)

第5期：令和4年10月1日～12月31日(エントリーは10月10日まで)

## 6 エントリー方法

(1)(2)いずれかの方法によりエントリーを受け付ける。

- (1) 市ホームページのエントリーフォームに必要事項を入力し、送信する。
- (2) エントリーシートに必要事項を記載の上、長久手市環境課へ提出する。

## 7 達成目標

### (1) 省エネ生活チャレンジ

任意の3か月間連続で、家庭の主要なエネルギー（電気またはガス）の使用量を1年前の同月より少なくする。

### (2) Noマイカー通勤チャレンジ

任意の3か月間連続で、車で通勤する日数を普段より3割削減する（通勤しない日、雨天時はチャレンジに含めない）。

## 8 報告方法

原則、月に1度、(1)(2)いずれかの方法により報告する。

- (1) 市ホームページの報告フォームに必要事項を入力し、送信する。
- (2) 報告シートに必要事項を記載の上、長久手市環境課へ提出する。

## 7 達成報酬

目標を達成した者のうち、市内在住者には(1)～(3)のいずれか、市内在勤者には(2)のうち、自転車の購入助成および(3)のいずれかを提供する。応募者多数の場合は抽選とする。ただし、同一の取組において、チャレンジ期間が重複している期については達成報酬を提供しない。

### (1) A賞：生ごみ処理機（電動乾燥式）

1年モニター後、無償貸与する。1世帯につき1個までの提供とする。

### (2) B賞：大型家電・自転車購入助成

ア 助成額は1万円を上限とする。1万円未満の賞品については、その賞品の代金を上限とする。1賞品に対して、2回分の助成を受けることはできない。

イ 大型家電については、テレビ、エアコン、冷蔵庫のうち、トップランナー基準を達成した（省エネ基準達成率100%以上）製品であること。

### (3) C賞：交通ギフト券5,000円分

## 8 応募方法

目標を達成した者には応募番号を発行する。応募番号をもって希望する達成報酬の抽選に応募する。

## 9 抽選

抽選は11月と2月の2回実施する。

### 10 当選の通知

応募者への当選の通知は電子メールまたは郵送をもって行う。

### 11 賞品の引き渡し及び購入助成の手続き

#### (1) A賞：生ごみ処理機（電動乾燥式）

長久手市環境課窓口にて市役所開庁日に行う。

#### (2) B賞：大型家電・自転車購入助成

大型家電・自転車を購入後、交付申請書、申請内容がわかるもの、請求書等を長久手市環境課に提出する。申請手続きは、令和5年3月31日までとする。詳細は、別に定める。

#### (3) C賞：交通ギフト券5,000円分

長久手市環境課から郵送する。

### 12 その他

本要領に定めるほか、この事業の実施に必要な事項は、長久手市くらし文化部環境課長が別に定める。

### 13 附則

この要綱は、令和4年5月16日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。